

させぼ 農業委員会だより

No.27 2025年1月発行 ●編集・発行元／佐世保市農業委員会 〒857-8585 佐世保市八幡町1番10号 TEL0956-24-1111
佐世保市ホームページ：http://www.city.sasebo.lg.jp/



写真／令和6年度 宮中献穀事業（上柚木町）

主 な 内 容

- | | |
|------------------|-----------|
| ◎新年のごあいさつ | ◎農家紹介 |
| ◎市長への意見 | ◎農業者年金 |
| ◎令和6年度宮中献穀事業のご紹介 | ◎地域計画について |



★佐世保市農業委員会ホームページをご覧ください。

<https://www.city.sasebo.lg.jp/jigyosha/noringyo/inkai/index.html>

佐世保市農業委員会

検索

農業委員会では下記の内容等をホームページに掲載しています。ぜひご覧ください。

- | | |
|-----------------------|----------------------------|
| ▶ 農業委員会の目標と活動計画 | ▶ 農業委員会総会日程、議事録 |
| ▶ 農業委員会の概要 | ▶ 各種申請、届出様式 |
| ▶ 具体的な事業紹介（農地の賃借料情報等） | ▶ 農業委員会のお知らせ（過去の農業委員会だより等） |



新年のごあいさつ

佐世保市農業委員会

会長 赤木行秀



新年あけましておめでとうございます。

農家の皆様におかれましては、ご家族お揃いで

新春をお迎えのことと衷心よりお喜び申し上げます。

さて、昨年元日に石川県能登地方で発生した「令和6年能登半島地震」により、多数の家屋倒壊・土砂災害等による人的被害、電気・ガス・水道等の

ライフラインや、道路・鉄道等の交通インフラへの甚大な被害が生じました。

本食料安全保障上の課題が浮き彫りになったところです。

思います。

加えて地震の影響により、住民生活や農林漁業や観光業等の経済活動にも大きな支障が生じたところです。さらに、地震の爪痕が残る中、昨年9月には「令和6年能登豪雨」が発生し、地震と豪雨という二重の痛手に見舞われております。被害を受けた方々に対しまして、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

我が国にとどまらず、世界的にも地球温暖化による大きな災害や、国家間の紛争とそれに伴う物資の問題など、依然として農業を取り巻く環境は大変厳しい状況が続いており、農業資材やエネルギー資源の海外依存の問題、日

そのような状況の中、昨年から進めておりました、地域の将来の農地利用の姿を明確化した設計図であります「地域計画」の策定が、皆さまのご尽力により本年3月末には一定完了し公表される運びとなります。しかしながら「地域計画」は一度策定して終わりではなく、策定後も各地域の実情に応じて見直しを重ねていくことが重要となります。

農業委員会としても農地中間管理機構をはじめとした関係機関と連携しながら、地域計画に基づく農地の集約化等の「農用地利用の最適化の推進」に向けた取り組みを進めてまいりたいと

私も第25期農業委員会の任期も折り返し地点に差し掛かろうとしておりますが、農業委員会の役割である、農地法等の法令に基づく事務、農地等の利用の最適化の推進（担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）に関することなど本市農業の発展のため力を尽くしてまいりますので、引き続き地域の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、皆様にとりまして、今年が幸多き年でありますことを心からお祈り申し上げ、新年のご挨拶に代えさせていただきます。

年頭のごあいさつ

佐世保市長 宮島大典



明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、輝かしい新年をお迎えのこととお喜

び申し上げます。

農業委員会の皆様には、農地等の利用最適化推進をはじめ、本市の農業振興にご尽力いただいておりますことにお礼を申し上げます。

さて、昨年の経済に目を向けますと、

コロナウイルス感染症による社会経済活動の停滞から、これまでの暮らしが取り戻されつつある一方、原材料やエネルギー価格の高止まり等による物価高騰は市民生活や地域経済にも大きな影響を与え続けています。

本市におきましては、国の予算を受けて「デフレ完全脱却のための総合経済対策」として、「物価高から国民生活を守る」ための各種支援事業を実施してきたところでございます。

令和6年5月29日に成立した「食料・農業・農村基本法」の改正で、国は「食料安全保障の抜本的な強化」、「環境と調和のとれた産業への転換」、「人口減少下における農業生産の維持・発

展と農村の地域コミュニティの維持」の実現を目指すとしており、改正された基本法の下、新しい基本計画が令和7年3月に決定される見込みです。本市といたしまして、新しい基本計画の策定に伴う国の動向を注視しながら、今後も積極的に農業振興の取り組みを進めて参ります。

ご信任をいただいております、これまで「大好きなふるさと佐世保を元気にしたい」という思いのもと、市民目線、対話重視を基調としながら、「99の政策」の推進に取り組んで参りました。

第7次総合計画（後期基本計画）の2年目となる令和7年におきましても、引き続き地域の特色を生かした「産品

と元氣な「担い手」の育成による農林水産業の活性化を推進するべく、新たな特産品の創出や産品の高品質化、スマート農業の推進を図るとともに、新規就農者及び農業参入企業に対する本市独自の支援を行って農業の担い手の確保に努めていく所存です。

今後も本市の農業振興にあたり、農業委員会とも連携して推進を図ってまいりたいと思っておりますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。

結びになりますが、本年が皆様方にとりまして、実り多い一年になりますことを祈念申し上げ、年頭のあいさつといたします。

令和六年度

市長への意見

農業委員会は、令和6年9月21日に宮島市長に対し意見を提出し、その回答を令和6年10月25日に受理しました。(詳細はHP参照)

① 農業所得支援対策等営農環境の整備について

【意見】

① 農産物の適正価格形成のための政策推進

生産コストが農産物価格に転嫁され、適正な価格形成がなされるような政策について、積極的な働きかけをお願いします。

② 農業者戸別所得補償制度の復活
農業者戸別所得補償制度を復活する事で、農業者と農地の減少を防ぎ、日本の食の安定化が図られることから、市としても積極的な働きかけをお願いします。

③ 二毛作の推進

現在作付面積が増加しておりますが、集荷の問題から生産増加を図ることができません。更なる働きかけをしていただき、麦作の生産促進がなされるようお願いします。

④ 水田活用の直接支払交付金の制度改正

転作した田に水張りすることは、それまでの土作りの努力を水泡に帰

し、生育に悪影響を及ぼします。水張りの中止について国に要望したいと考えますので、市としても積極的な働きかけをお願いします。

⑤ 農業用機械の更新

現代農業の要である農業用機械の購入、更新について、スマート農業の支援と同様に支援をお願いします。

【回答要旨】

① 国において、米・麦・大豆や指定野菜等への補填はされており、「食料・農業・農村基本法」の改正で食料の価格形成の施策も検討されております。今後も国の動向を注視し働きかけを行ってまいります。

② 農業経営者の判断で作物を選択し、需要に応じた米生産を行う環境整備や中間管理事業を活用した農地の集積や担い手に対する支援を推進していくことが、国の施策に沿うものと考えております。

③ 集約を行っている「させば北部小麦生産組合」事務局であるJAと今後情報共有等を図りながら、更なる生産促進を図ってまいります。

④ 水張りを一定期間行うことで、連作障害が軽減され、必ずしも悪影響を及ぼさないとの見解が国から示されたことから、水張りの要件撤廃は難しいものと考えられます。

⑤ 限りある予算で全ての支援を行うことは困難であり、国の趨勢も労力軽減や環境に配慮した農業施策へシフトしていくと考えられますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

② 小規模農家への支援等について

【意見】

小規模農家や中山間制度が使えない営農組合についても、支援する仕組みの検討をお願いします。

【回答要旨】

小規模農家への支援は、水田活用の直接支払交付金制度の産地交付金で対応できる場合があり、農振農用地区域外の営農組合につきましては、編入手続き後に活用が可能となる場合もあります。ご検討をお願いいたします。

③ 認定農業者農地集積助成金の代替制度の導入について

【意見】

利用権の新規設定・更新等が終了した後も、集積の中核となる認定農業者へ助成金制度の導入をお願いします。

【回答要旨】

今まで通りの支給額の継続は難しい状況ですが、助成金の可能性については、農業委員会と調整しながら検討してまいりたいと考えています。

④ 有害鳥獣対策について

【意見】

① 更新年数の見直し

海岸付近など悪条件の場所については、更新年数の見直しをお願いします。

② 小型鳥獣対策

柵を狭くしたワイヤーメッシュ等、小動物の侵入防止が可能な改善、対策をお願いします。

【回答要旨】

① 令和5年度に国に対して財産処分制限期間の短縮をお願いしましたが、現在のところ動きがありません。

② 柵を狭くしたワイヤーメッシュでは小動物が柵を登り、効果がないと考えられます。電気柵の三段張を既存の柵と併用して対応していただきますようお願い申し上げます。

⑤ 国土調査(地籍調査)の早期実施とDX化について

【意見】

① 農村地域における推進

農村地域の地籍調査は未だ進捗していないため、農村地域の地籍調査を積極的に推進していただくようお願いいたします。

② DX化に伴うデジタル地図での利用データの提供

現在作成している地域計画の目標地図の作成・更新のためにも、デジタル地図で利用可能な筆界特定前の地図データの提供に前向きなご検討をお願いします。

【回答要旨】

① 国の方針に基づき、市街地を中心に実施しており、農村地域につきましては、今年度より宮地区の一部の事前調査に着手する予定です。

② 毎年度、資産税課から利用目的に応じた地図データの提供を行ってまいります。

今後におきましても利用目的に応じて提供可能な範囲で積極的に対応してまいります。

宮中献穀事業がおこなわれました

毎年11月23日に皇室で行われる新嘗祭は宮中恒例祭典の中の最も重要なものとされており、明治25年からは、宮中献穀事業として日本全国の新米が宮中へ献上されています。

この事業は米の生産地としてのPRをはじめ、稲作文化の継承、地元住民との交流促進など、地域の活性化を目的とした事業となっており、長崎県からも毎年新米が献上されています。

令和6年度は昭和57年以来、実に42年ぶりに佐世保市で本事業が実施されました。(合併前の世知原町では平成4年に実施しています。)

献穀田に選ばれたのは上柚木町の圃場で、同町の松永昌志さん、昌宏さん親子が献穀者として選定されました。普段以上に気を遣う田んぼの管理に加えて、播種から収穫に至るまで、様々な神事と行事が行われました。



令和6年5月7日
 〓 斎田清祓(さいでんきよめらい)及び
 播種祭(はしゅさい)〓



宮中献穀事業最初の神事として、これから献上米を育てることになる御斎田のお清めとお祓い、稲の種(なつほのか)を苗代におろす儀式を行います。

厳肅な雰囲気の中、無事の生育を祈願して、松永さん親子と宮島市長により、播種が行われました。



令和6年6月7日
 〓 御田植祭(おたうえさい)〓

豊穣を祈る神事が行われた後、田植えの儀式が行われました。伝統衣装である早乙女の衣装を着た柚木小学校6年生の皆さんと松永さん親子により、苗の健やかな生育と秋の実りを願いながら苗が植えられました。





令和6年8月2日

〜青田祭(あおたさい)〜

夏の日差しを浴びて青々と育った稲が雑草や病害虫の被害を受けずに実りをもたらすことを願う神事です。

神主の祝詞や玉串奉納が行われた後、今後の順調な生育を祈りつつ、昌志さんと宮島市長により虫払いの儀式が行われ、昌宏さんが中耕除草機をかけて、神事をしめくりました。



令和6年10月1日

〜抜穂祭(ぬいぼさい)〜

斎田のお清めから始まり、様々な神事と共に育ててこられた献穀米も収穫の時を迎えます。

無事に育ったお米に感謝を込めて、松永さん親子と田男(たおとこ)、刈女(かりめ)に扮した柚木小学校6年生の皆さんによって、黄金色に実った稲穂が刈り取られ、宮島市長をはじめとする宮中奉賛会会員の皆さんが見守る中、祭壇に奉納されました。

神事が終了した後は、協力してくれた柚木小学校の皆さんや、神事を観覧しに来



られた方たちを対象に餅撒きも行われ、献穀事業の節目が祝われました。

この後、献穀米清祓、宮中献穀献納式、県知事、県神社庁への贈呈式が行われ、献穀者である松永さん親子自ら宮内庁へ赴き、お米が奉納されます。

◇

佐世保市においては42年ぶりとなった今回の事業ですが、市民の方々に対して、これまで連綿と続けられてきた、本市の米作りに今一度目を向けていただくと、一つの契機となったのではないかと思います。

～就農から3年、感じる難しさ～

南部地区

今回は重尾町の尾崎洗さん(42才)をご紹介します。

尾崎さんは以前、工場で働いていましたが、3年ほど前に長崎県就農相談センターの基礎技術研修とみかん農家さんへの派遣研修を経て、家業を継ぐ形で親元就農されました。

令和5年には、父清次さんと家族経営協定を結び、水稲140[㍓]、みかん100[㍓]を経営する尾崎家でみかんを主として農作業に打ち込んでおられます。

子どもの頃から、「いずれは自分が農地を管理していくことになるだろう。」と漠然と考えていたという尾崎さんですが、実際に就農してみても感想を尋ねると、「3年やっただけでも作業そのものは年に1回だけなので、まだ3回しか経験できていない。まだまだ経験が不足している。」と語ってくれました。選果場に持ち込む前段階の家庭選果の際にもそう感じるようで、まだ難しく感じるとのことでした。

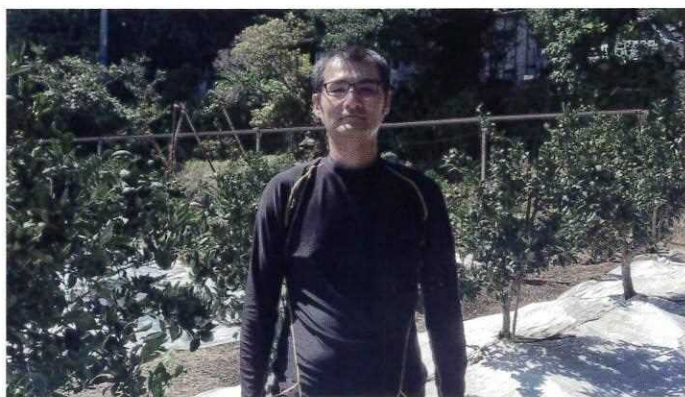
近年の作柄をお伺いしたところ、収量はここ数年安定しているものの、昨年は見た目が良くても中身が今一つという結果が多かったとのこと、糖度を上げるためにマルチの張り方や、摘果のやり方な

どを見直して品質を上げていきたいと静かに意欲を見せてくれました。

現在の経営も「先人が確立してきた西海みかんのブランド力のおかげ。生育などについても地区の土性がプラスに働いている。」と語る謙虚な尾崎さん。今後地域農業とブランドの担い手としてますますの成長が期待されます。

このたびは、お忙しい中に時間を割いて取材を受けていただき、ありがとうございました。今後の活躍とご多幸を祈念いたします。

(久野孝典委員取材)



～地域の担い手として～

中里地区

今回は下本山町の岩崎和弥さん(53才)をご紹介します。

岩崎さんは高校卒業後に就農し、お父さんの増彌さんとお二人で水稲となす、きゅうり、ゴーヤなどの施設野菜やブロッコリーなどを生産されています。

2年ほど前に経営移譲を受けた岩崎さんですが、経営全体の責任を自身が負うことに対する気負いは見受けられず、「移譲前と比べて、自分の意思や判断を通しやすくなった。」とベテランらしく朗らかに話されました。

最近では農作物の環境ストレス軽減資材の活用を積極的に行っており、「これまでに比べて品質がよくなった。」と手ごたえも感じてらっしゃるようでした。

一方、最近の気候変動には手を焼かれています。ハウス内の野菜の高温障害を防止するため、ハウスへの遮熱資材の吹き付けを行うなど、手を尽くしているそうです。また「生産資材の価格上昇が続いているのに、野菜の値段は昔と変わらないような状況が続いている。少し上がった品目もあるが、まだ全体として厳しい。」と経営者として市場の動向を判断しながら農業経営に臨む姿が垣間見えました。

令和6年度からは、地域の認定農業者として、佐世保市認定農業者協議会の副会長兼北中・相浦の支部長を務めておられる岩崎さんですが、加えて北中・相浦地区のなす部会、きゅうり部会の部会長も兼任しており、「生産者の数が減ったので、役が回ってくる。」と苦笑いされていました。

同じ地区の同窓生として、今後も地域、農業両面における更なる活躍を期待しています。

(辻茂樹委員取材)



～安定した経営を目指して～

吉井地区

令和6年度に吉井地区で新規就農された、青井和也さん(38才)をご紹介します。

青井さんは、一般企業でサラリーマンを経験し、その後熊本県の農業法人での勤務を経て、JANAがさき西海のトレーニングファームで研修を受けた後、就農されました。農業法人ではハウスなずに携わっていた青井さんですが、就農に当たって経営品目や初期投資額、出荷先などを熟慮された結果、以前までいちごのハウスとして使われていた21坪の圃場を借り受けて、アスパラガスの生産を開始されました。

アスパラガスの栽培は、定植から2、3年目までが特に重要で、管理と生育とが悪いスパイラルに陥ると挽回が難しく、逆に良いスパイラルが確立できると、安定した収量・品質が見込めるとのことです。取材当日も大変な猛暑日でしたが、朝早くから圃場に立ち、懸命に作業を行っておられました。

「研修先の農家の方が1時間で終える作業でも、自分でやると2時間かかったり、害虫などの異状の見落とし等もあったりした。経験が不足している分頑張らないといけない。」と、苦勞を朗らかに語ってくださった青井さんですが、ハ

ウス内の暑さに体調を崩したこともあったそうです。

今後の経営について目標や展望をうかがったところ、「アスパラガスの農閑期におすすめの作物などを教えてもらったりはしたが、まずはアスパラガスの生産をしつかり安定させたい。」とのことで、真摯に作物に向き合う姿勢を見せてくださいました。

「2年目以降は病気にもより注意が必要なので、来年以降の収穫のために、しっかりと管理していきたい。」と明確に目標を定めて取り組んでいく姿勢に今後ますますのご活躍が期待されます。

(田中広昭委員取材)



全国農業新聞



全国農業新聞は農業者の公的代表機関である農業委員会ネットワークが発行する農業総合専門紙です。

「週刊」という1週間の時間を生かし、情報がわかりやすいよう解説的にまとめています。

- 発行日……毎週金曜日
- 購読料……1ヶ月 700円
- 申込み……農業委員会事務局または地区の農業委員、推進委員へ

1週間の農政ニュース、農業情勢をまとめてチェックできます。
日本で唯一の農地制度の専門紙ならではの視点で、話題のトピックを解説します。

よりよい経営のヒントや優良事例、特長ある農業技術や最新情報、流通のトレンドなど、農業現場に役立つ旬の情報をお届けします。

身近な地域の話など、地域密着の記事も充実。

その他、食、健康、くらしなど女性にも満足いただけるような記事も満載！



農業者年金に 加入しませんか？



農業者年金の6つのポイント

- 1 農業者の方なら広く加入できます
- 2 少子高齢時代に強い「積立方式・確定拠出型」の年金です
- 3 保険料の額は自由に決められます
(月額2万円(35歳未満で要件を満たす方は1万円)から6万7千円)
- 4 終身年金。80歳前に亡くなられた場合は、死亡一時金があります
- 5 税制面で大きな優遇措置があります
- 6 一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助(政策支援加入)があります

農業者年金の3つのメリット

【加入要件】

- ▶ 年間60日以上農業に従事
- ▶ 国民年金第1号被保険者(納付免除者を除く)
- ▶ 60歳未満
(国民年金の任意加入者は65歳未満まで)

1

- 女性に優しい年金♪
- 農地の権利名義は必要ありません
- 女性も単独で入れます

2

若年層には手厚い政策支援
(国庫補助)があります。

- 39歳までに加入
- 農業所得が900万円以下
- 認定農業者で青色申告者 など

3

- 支払った保険料は、同一生計の
家族の分を含めた全額が社会保険料控除と
なり、所得税や住民税等の節税になります。
また、年金を受け取る時には公的年金控除
を受けることができます。

※保険料の支払いが厳しい時などは、途中脱退ができます。この場合、納めた保険料は、脱退後も農業者年金基金が運用を続け、将来、年金として支給されます。(脱退一時金はありません。) また、加入要件を満たせばいつでも再加入ができ、年金原資の積立を再開できます。

※農業者年金に加入される方は、国民年金の付加年金(月額400円)加入が必要です。

※農業者年金と国民年金基金(旧みどり年金を含む)及び個人型確定拠出年金(イデコ)とは重複加入できませんのでご注意ください。

【お問い合わせ】 農業委員会事務局または地区の農業委員、推進委員へ
お気軽にお尋ねください。
農業者年金のことをもっと知りたい方は、農業者年金
基金のホームページをご覧ください。

●農業者年金基金ホームページ → <https://www.nounen.go.jp/>



老後の備えとして

江迎町七腕 草野義輝さんご一家

今回は、江迎町七腕の草野義輝さんご一家を紹介します。

草野さんは、江迎町の白岳高原で乳牛112頭を育てる酪農家で、現在は、義輝さん、娘の愛子さんとそのご主人の昌哉さん、従業員1名の4人で経営しております。草野牧場の歴史は昭和40年頃に義輝さんのお父様の好市さんが自宅横の牛舎で乳牛を飼い始めたことに始まり、義輝さんの就農や規模拡大を経て現在に至ります。畜産業は現在も飼料価格や資材価格の高騰など大変厳しい状況ですが、搾乳牛の更新手法や、飼料の購入方法など、工夫を重ねながら経営を続けておられます。

「生き物を育てるためには、本気でやらないといけない。」と話されていた義輝さん。生き物を扱う責任感はもちろんのこと、事務所には牛房を映すモニターが設置してあって常に牛たちを気にかけておられることが垣間見られました。

農業者年金には、義輝さん、お父様の好市さん、娘夫婦と一家で加入していただいております、義輝さ



(松田眞委員取材)

んも今年から受給を開始されています。国民年金のみでは不足する老後の備えとして、娘さん達にも加入を薦められたそうです。農業者年金は保険料額も一定の範囲で自由に設定できるため、払っている時は優先順位が低かったが、今となってはもっと多く掛けておけばよかったと笑いながら話してくれました。この度はお忙しい中、取材にご対応いただき、ありがとうございました。

家族経営協定をご存知ですか？

魅力的な農業経営は
家族内の話し合いから

経営方針などを家族間で十分に話し合い、取り決めるものです。女性農業者や後継者の主体的な経営への参画や家計と経営の分離を促し、家族みんなで作る共同経営（パートナーシップ経営）を確立する大変有効な手段です。

それぞれ農業経営の状況などに応じて家族間のルールづくりを行い、①個人の意欲的な経営参画など経営内の「個」の確立、②経営方針の明確化など経営の近代化、③経営の永続性の確保という3つの要素を備えた家族農業経営を実現しましょう。

家族経営協定が目指すもの

① 経営内の「個」の確立

- 個人の立場の尊重
- 世帯員個々の意欲と責任ある経営参画

② 経営の近代化

- 家計と経営の分離
- 役割の明確化
- 生産・販売にかかわる経営方針の明確化

③ 経営の永続性の確保

- 農業後継者の地位の安定
- 経営資産の細分化防止

【制度上のメリット】

○認定農業者の共同申請

農業経営への参画が明確にされている家族経営協定が結ばれていること等を要件に、夫婦や親子での認定農業者の共同申請が認められます。

○農業者年金の保険料助成（国庫補助）

青色申告をしている認定農業者等と家族経営協定を締結している場合、配偶者や後継者に対しては基本保険料（20,000 円）のうち一定割合の国庫補助があります。

農地に関する手続きについて

農地転用について

農地転用とは、「農地を農地以外にすること」であり、住宅、資材置場、駐車場、道路などの用地にすることです。

農地転用する場合は、事前に、長崎県知事の許可を受ける必要があります。市街化区域の場合は、農業委員会への届出が必要です。

自己の農地に、耕作道路を整備するなど、許可が不要な場合もありますが、この場合は農業委員会への報告をお願いします。

転用許可を受けずに農地を転用した場合には、農地法に違反することとなり、原状に回復した後でなければ、原則、許可を受けることができません。また、権利取得ができなかったり、無断転用者に対し長崎県知事よりその必要限度において工事等の中止、または相当の期間を定めて原状回復その他違反行為の是正のため必要な措置を命じられたりするほか、罰則が適用されます。

農地改良について

農地改良とは、農業経営の合理化と農地の有効利用を図る目的で、農業者自らが行う耕地改良、田畑転換、畑地嵩上げの改良工事のことです。

農地を改良する場合は、事前に農業委員会への届出が必要です。具体的な基準としては、盛土や切土を行う施工面積が3千平方メートル未満で、かつ、盛土、切土の高さが2メートル以内である必要があります。また、農地改良届の受理後、原則6ヶ月以内に工事を完了させ、1年以内に作付を行わなければなりません。

工事了時には、機械利用の利便性の向上、一団地あたりの面積が従前より広がる等、施工前より生産性が向上するなど、優良な農地となるものでなければなりません。また、作物の作付をもって農地改良の完成となります。単に農地を埋め立てる場合などは、農地改良には該当せず、農地法違反となる場合がありますので、ご注意ください。

農地の権利設定・権利の移転について

農地の貸借や売買は、その農地が相応しい農業者に耕作されるようにするために、農地法により規制がかけられています。農地の売買をしても、農地法の許可を得なければ、所有権移転の登記をすることができません。

また、法的な貸借契約の手続きを行わず、貸し手側及び借り手側のお互いの承諾だけで農地の貸借をしていることを「ヤミ小作」といいます。これは農地法違反であり、契約そのものに法的な効力が生じていません。法律の保護が受けられず、借り手にとっては、農業を営む上で不安定な状態になります。しかし、ヤミ小作が違法状態とはいえ、長期間に亘りその関係が継続されれば本来、当然の権利・義務として相手方に主張できることがなくなってしまう可能性があります。

農地の権利設定等については、必ず法的な手続き（農地中間管理事業の活用、農地法第3条許可）をお願いいたします。

非農地通知について

農地の利用状況調査において、次の基準に該当するものに対して、非農地通知を発出しております。

【自然荒廃による非農地の基準】

農地として利用するには相当の物理的な条件整備が必要で、基盤整備等が計画されていない土地について、次のいずれかに該当するものは農地に該当しない。

ア その土地が既に森林の様相を呈しているなど、農地として復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合

イ ア以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合

確認ができ次第、非農地通知を順次発出していますが、全体の発出が終わるまでには相当期間を要します。

そのため、右記基準に該当するものについて、土地所有者等からの申し出があった場合には、随時、非農地通知の発出を行いますのでご相談ください。

制度終了による農地の利用権（農地の貸し借り） 設定の受付期限のお知らせ

現行制度（農業経営基盤強化促進法）による、相対での農地の利用権（農地の貸し借り）設定は、法律の改正により、令和7年3月1日利用開始分をもって受付終了いたします。

そのため、現行制度を活用した農地の貸し借りを希望される場合は、

令和7年2月14日（金）

までに必要書類一式を農業委員会事務局へご提出ください。

☆令和7年2月14日（金）までに行った利用権設定については、設定した期間満了日まで有効です。

（例：令和5年3月1日から5年間で設定している場合⇒令和10年2月まで有効。）

☆令和7年4月以降に利用開始する場合は、農地中間管理機構での貸し借りをご利用ください。

●お問い合わせ先：佐世保市農業委員会事務局

農地中間管理機構による貸し借りについて

出し手

- ▶ 農業を引退したい
- ▶ 経営面積を減らしたい
- ▶ 貸したいが受け手が見つからない

受け手

- ▶ 経営規模を拡大したい
- ▶ 分散した農地をまとめたい
- ▶ 新規に農業を始めたい



借 受



貸 付

農地中間管理機構※（長崎県農業振興公社）

- ▶ 出し手と受け手がマッチングしたものから、契約手続きを行っていきます
- ▶ 受け手がまとめた農地で営農ができるようにします

※農地中間管理機構とは、農地を貸したい農家（出し手）から農地の有効利用や農業経営の効率化を進める担い手（受け手）への農地の集積・集約化を進めるための、農地の中間的受け皿となる組織です。

●お問い合わせ先：佐世保市農政課

◆主な補助金等 詳しくは農業委員会までお尋ねください。

<認定農業者農地集積助成金(市)> 令和6年度で終了

【土地要件】対象農地が市内に存在し、市街化区域外であること

【人的要件】借受人が市内に住所を有する認定農業者であること

【賃借期間】5年以上の賃借権を設定すること(使用貸借、所有権移転は含まない)

【対 象】令和7年2月14日(金) 受付分の利用権設定まで ※

基 本	新規設定 1万2千円/10㌦ 再設定 6千円/10㌦	加 算	遊休農地加算6千円/10㌦ (農用地区域内であること、新規設定時のみ)
-----	-------------------------------	-----	--

※令和6年度をもって農業経営基盤強化促進法による利用権設定が終了するため。

(詳しくは前ページをご覧ください。)

◆令和5年 農地の賃借料情報

令和5年1月から12月までに締結(公告)された賃借における賃借料(10㌦あたり)は、以下のとおりとなっています。

農地の賃借料を決める際の参考としてご利用ください。

▼田(水稻)

地 域 名		平均額(データ数)	
旧佐世保市	基盤整備地	11,400円	(32)
	未整備地	10,500円	(36)
吉井・世知原 小佐々 江迎・鹿町	基盤整備地	8,000円	(62)
	未整備地	6,500円	(17)
宇久	全域	3,000円	(1)
(参考) 佐世保市平均		7,880円	(148)

▼畑(飼料作物)

地 域 名		平均額(データ数)	
宇久以外	全域	4,500円	(22)
宇久	全域	4,200円	(21)
(参考) 佐世保市平均		4,350円	(43)

▼畑(飼料作物)

利用目的		平均額(データ数)	
普通畑	市全域	4,600円	(59)
樹園地		10,200円	(207)
ハウス		46,400円	(10)



新年明けましておめでとうございます。
ここに、第27号「させば農業委員会だより」をお届けすることができました。
昨年を振り返りますと、元旦の能登半島地震や、8月の日向灘の地震、9月の豪雨被害など、自然災害とその備えが注目される一年であつたように思います。
日常生活においても、生産資材価格、燃料価格の高騰が依然として続いている厳しい状況ですが、今年は良い一年になるよう祈るばかりです。
第25期委員の任期も一年半が経過し、折返し地点を過ぎました。今後も、委員一同協力して農業の発展に寄与していきたいと思っておりますので、本年もよろしくお願いいたします。
最後になりましたが、農業委員会だよりの取材にご協力いただいた皆様方に、心からお礼申し上げます。
(広報班 一同)

編集後記